



長野県報

4月15日(金)
平成23年
(2011年)
号外

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課) 1

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年4月15日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイの(7)中「、住家」を「、原則として、住家」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成23年3月12日から適用する。

危機管理防災課